

2. 申告の必要な方

◇令和2年1月1日に土浦市に住んでいた方は、原則として申告が必要です。

- ※令和元年中に所得がなかった方、失業保険・遺族年金・障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童扶養手当などの受給資格審査の基礎資料になりますので申告してください。
- ※令和元年中に亡くなった方の市・県民税の申告は必要ありませんが、税務署で「準確定申告」を行う必要があります。
- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告は必要ありませんが、医療費控除など各種控除を市・県民税に反映させるためには市・県民税の申告が必要となります。

◇次のいずれかに該当する方は、申告をする必要はありません。

- ・令和元年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した方、または提出予定の方
- ・収入が年末調整された給与のみの方で、給与支払報告書が勤務先から市役所へ提出されている方
- ・市内に住んでいる方の税法上の扶養親族になっている方(社会保険の扶養とは別です)
- ・公的年金のみを受給している65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が年間152万円以下の方
- ・公的年金のみを受給している65歳未満(昭和30年1月2日以降生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が年間102万円以下の方

3. 申告に必要なもの

○はんこ ○マイナンバーカード(個人番号カード) ○必要書類(下表参照)

※マイナンバー制度導入にともない、マイナンバーの本人確認書類の提示が必要です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①、②の両方の書類が必要です。

- ①番号確認書類…通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバー記載のもの)などのうちいずれか1つ
- ②本人確認書類…運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ

※郵送または各支所・出張所へ申告書を提出するときは、マイナンバーの本人確認書類の写しを添付してください。

対象	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票または事業主の支払証明書など
事業所得者・不動産所得者	収支内訳書 ※あらかじめ作成をお願いします。
医療費控除のある方	医療費控除の明細書または医療費通知、保険などで補てんされた金額の明細書・証明書 ※あらかじめ医療費控除の明細書の作成をお願いします。医療費控除の明細書を作成すれば、領収書の添付・提示は必要ありません。ただし、医療費通知は必要になる場合がありますのでご持参ください。
セルフメディケーション税制控除のある方	セルフメディケーション税制の明細書、健康維持の取り組みを行ったことを明らかにする書類(定期健康診断の結果通知書など) ※医薬品購入の領収書の添付または提示は必要ありません。
社会保険料控除のある方	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
生命保険料・地震保険料控除のある方	契約している保険会社から発行された控除証明書 ※地震保険料控除には、平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を含みます。
寄附金税額控除のある方	都道府県・市区町村・共同募金会・日本赤十字社などの領収書など
障害者控除を受ける方	障害者手帳または戦傷病者手帳、市町村長などが発行する障害者に準ずるなどの認定書

※必要書類を持参されないときは、申告受付ができませんのでご注意ください。

※源泉徴収票や控除証明書などの添付書類は、申告書には貼り付けず、別紙に貼り付けてください。

※医療費控除とセルフメディケーション税制控除は選択適用のため、重複して適用することができません。

市・県民税の申告受付について

関課税課 ☎826-1111 内線2232

1月下旬より市・県民税の申告受付を開始します。申告書は、前年度市・県民税の申告をされた方に郵送を予定しています。また課税課、各支所・出張所、受付相談日の臨時受付会場にも用意してあります。

申告書は本人による記載が原則です。自分で正しく計算・作成し、期限までに郵送または受付窓口へ提出してください。受付窓口では、申告書の作成、収支内訳書や医療費明細書の計算などの記入が済んでいる方を優先し、記載指導を希望する方はお待ちいただくこともあります。

申告期限間近になると会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

1. 受付会場および受付期間

◇市役所課税課(本庁舎2階)

2月17日(月)～3月16日(月) 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時

※土・日曜日を除きますが、3月1日(日)は受け付けます。

◎今年度から申告受付の流れが変わります。最初に受付で係員が申告資料などを確認してから、申告の手続きとなります。

◇臨時受付会場

1月28日(火)～2月13日(木) 午前9時～11時30分、午後1時～4時

受付日	受付会場	対象地域
1月28日(火)	新治地区公民館	藤沢、藤沢新田
1月29日(水)		大畑、小野、上坂田、下坂田
1月30日(木)		永井、本郷、大志戸、田土部
1月31日(金)		沢辺、高岡、田宮、東城寺、小高
2月3日(月)	神立地区コミュニティセンター	神立町、北神立町、中神立町、神立中央、神立東、菅谷町、白鳥町、おおつ野
2月4日(火)	二中地区公民館	真鍋、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、若松町、東若松町、殿里町、木田余東台、木田余西台、木田余、手野町、田村町、沖宿町
2月5日(水)	六中地区公民館	烏山、小岩田西、小岩田東、右粉、摩利山新田、大岩田、小岩田、霞ヶ岡町
2月6日(木)	都和公民館	中都町、笠師町、小山崎、今泉、栗野町、中貫、東中貫町、常名
2月7日(金)		都和、並木、西並木町、東並木町、東都和、板谷
2月10日(月)	三中地区公民館	荒川本郷、荒川沖西、北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖、荒川沖東、沖新田
2月12日(水)		中、中村東、中村西根、西根南
2月13日(木)		乙戸、小山田、乙戸南、中村南、西根西、卸町

※受付日に都合が悪い方は、対象地域外の会場でも申告できます。

<土浦税務署で申告する必要がある方>

次に該当する方は、市役所および臨時受付会場では受け付けできません。

土浦税務署での申告をお願いします。

- ◎雑損控除を受けようとする方
- ◎土地・建物・株式・先物取引などの譲渡所得のあった方
- ◎準確定申告をする方
- ◎住宅借入金等特別控除により所得税の還付を受けようとする方
- ◎過年度分の申告をする方

関土浦税務署 ☎822-1100 自動音声案内